

日医発第 759 号(健Ⅱ)
令和 7 年 8 月 13 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリースイレについて

今般、国土交通省より各都道府県宛て標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

バリアフリースイレについては、長時間の利用による非常時対応や防犯のため自動で解錠や通報の設定ができ、通報を受けた施設管理者等が扉を開けて内部の状況を確認する運用がとられていることがあります。一方で、利用中に自動で解錠され、扉が開けられてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれるとの指摘があることから、本事務連絡は解錠時間の設定や利用者への周知等について、配慮を行っていただくよう協力をお願いするものです。

なお、バリアフリースイレの運用につきましては、別添の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(ガイドライン)」の「第 2 章 10.2 車椅子使用者用便房の設計標準」の内容もご参考にさせていただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係機関への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和7年7月30日

公益社団法人 日本医師会 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリースイートイレについて

平素より、国土交通行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

バリアフリースイートイレについては、長時間の利用があった場合、非常時対応や防犯のため自動で解錠される設定がされていることや、施設管理者等に自動で通報され、通報を受けた施設管理者等が扉を開けて内部の状況を確認する運用がとられていることがあります。

一方で、重度障害者等はトイレの利用時間が通常よりも長くなる実態があるため、バリアフリースイートイレの利用中に自動で解錠され、扉が開けられてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合があるとの指摘があります。

このため、施設管理者等におかれましては、バリアフリースイートイレの利用者の尊厳が十分に守られるよう、下記の事項について、最大限の配慮を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 解錠時間の設定等

- ・重度障害者等の場合、バリアフリースイートイレの利用時間が通常よりも相当程度長くなることがあるため、解錠時間の設定にあたっては、利用者の実態を考慮して、長めに設定することが望ましい。
- ・また、自動扉のタイプによっては、一定時間経過後に自動で解錠されるだけでなく扉そのものが自動で開くタイプのものがあるが、扉が自動で開かない設定に変更するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。
- ・利用時間が長くなり施設管理者等に通報等が行われた場合に、施設管理者等が扉を開けようとする際には、中の利用者へ声かけを行って内部の状況を確認するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。

2. 利用者への周知

- ・バリアフリースイートイレの利用者に対して、長時間の利用の場合には、自動で解錠されることや、自動で通報がされ、施設管理者等が中の利用者へ声かけを行い、場合によっては確認のために扉を開ける可能性があることなどについて、トイレ内外に注意喚起の文書を掲示することなどにより、十分に周知することが望ましい。

3. その他

- ・バリアフリースイートイレの利用に関するトラブルを防止するためには、自動扉や通報装置などの設備について、日常的に維持管理や点検を適切に行う必要がある。

以上

事務連絡
令和7年7月30日

各都道府県建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリースイレについて

平素より、国土交通行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

バリアフリースイレについては、長時間の利用があった場合、非常時対応や防犯のため自動で解錠される設定がされていることや、施設管理者等に自動で通報され、通報を受けた施設管理者等が扉を開けて内部の状況を確認する運用がとられていることがあります。

一方で、重度障害者等はトイレの利用時間が通常よりも長くなる実態があるため、バリアフリースイレの利用中に自動で解錠され、扉が開けられてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合があるとの指摘があります。

このため、貴課におかれましては、バリアフリースイレの利用者の尊厳が十分に守られるよう、貴都道府県の公共建築設計等の発注部局や公共施設等の施設管理者等に対し、下記の事項について最大限の配慮を行うよう周知いただくとともに、貴管内の所管行政庁その他市町村に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 解錠時間の設定等

- ・重度障害者等の場合、バリアフリースイレの利用時間が通常よりも相当程度長くなることがあるため、解錠時間の設定にあたっては、利用者の実態を考慮して、長めに設定することが望ましい。
- ・また、自動扉のタイプによっては、一定時間経過後に自動で解錠されるだけでなく扉そのものが自動で開くタイプのものがあるが、扉が自動で開かない設定に変更するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。
- ・利用時間が長くなり施設管理者等に通報等が行われた場合に、施設管理者等が扉を開けようとする際には、中の利用者へ声かけを行って内部の状況を確認するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。

2. 利用者への周知

- ・バリアフリースイレの利用者に対して、長時間の利用の場合には、自動で解錠されることや、自動で通報がされ、施設管理者等が中の利用者へ声かけを行い、場合によっては確認のために扉を開ける可能性があることなどについて、トイレ内外に注意喚起の文書を掲示することなどにより、十分に周知することが望ましい。

3. その他

- ・バリアフリースイレの利用に関するトラブルを防止するためには、自動扉や通報装置などの設備について、日常的に維持管理や点検を適切に行う必要がある。

以上

10.2 車椅子使用者用便房の設計標準

10.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容

10.2.1.1 出入口

- ・移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。
 - イ 有効幅員は、80cm以上とする。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。

10.2.1.2 車椅子使用者用便房

- ・便所設置階ごとに、車椅子使用者用便房を原則1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。）設ける¹。
ただし、以下のいずれかに該当する場合は、それぞれで定める数以上を設ける。
 - ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
小規模階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上を設ける。
ただし、便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上を設ける。
 - ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合
当該階の利用部分の床面積が10,000㎡超40,000㎡以下：2以上を設ける。
当該階の利用部分の床面積が40,000㎡超：20,000㎡ごとに1以上を追加する。
ただし、当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上を設ける。
- ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を、別の階に設けることも可能とする。
- ・車椅子使用者用便房の構造は、次に掲げるものとする。
 - イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置する。
 - ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。

10.2.1.3 表示板（標識）

- ・移動等円滑化の措置がとられた便所の付近には、それぞれ、当該便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板（標識）は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板（標識）は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z 8210（案内用図記号）に定められているものは、これに適合するもの）とする。

¹ 建築物と同一敷地内かつ当該建築物の地上階の出入口付近に、当該建築物とは別の施設として、車椅子使用者用便房のある施設（便所）を設ける場合、地上階は便所設置階に含めない。

10.2.2 移動等円滑化誘導基準に相当する整備内容

10.2.2.1 車椅子使用者用便房

- ・便所内もしくは当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。）設ける。
- ・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものとする。
 - イ 幅は、80cm以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ・車椅子使用者用便房の構造は、次に掲げるものとする。
 - イ 腰掛便座、手すり等を適切に配置する。
 - ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。

10.2.2.2 表示板（標識）

- ・10.2.1.3 表示板（標識）を参照。

10.2.3 標準的な整備内容

10.2.3.1 位置、設置数

- ・他の便所と一体的若しくは他の便所の出入口の近くに設ける等、車椅子使用者が位置を把握しやすく利用しやすい位置に設ける。
- ・同時に多数の利用者が便所・便房を使用することが想定される劇場・競技場等では、車椅子使用者用客席から容易に到達できるよう、車椅子使用者用客席と同一の階に複数の車椅子使用者用便房を設ける。

参考：国際パラリンピック委員会（IPC）基準(2013)による車椅子使用者が利用できる便房数

- ・車椅子使用者用客席（観覧席）15席に1か所以上の割合で、車椅子使用者用便房を設けると規定されている。

10.2.3.2 出入口

10.2.3.2.1 共通事項

- ・出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・車椅子使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸とする。可能であれば自動式引き戸とする。
- ・その他、便房の戸については、10.7.1.1 便房の戸を参照。

<設計例>

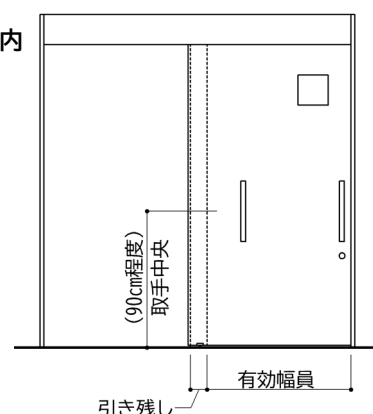
- ・手動式引き戸が設けられた車椅子使用者用便房の出入口



10.2.3.2.2 手動式引き戸

- ・操作性を確保するため、取っ手の握りやすさ（棒状ハンドル式等とする）、取っ手の設置高さ、鍵の設置高さに配慮する。
- ・取っ手は、戸の内側の左右両側に設置することが望ましい。
- ・自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際に減速するもの）とする。

<戸の設計例（便房内からみた姿図）>



10.2.3.2.3 自動式引き戸

- ・施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・介助者等による外からの戸の開閉に関わらず、高齢者、障害者等が便房内にいる状態では便房内の照明・換気扇等が停止しない機能を有するものとする。
- ・手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、戸の開閉盤（開閉スイッチ）は操作しやすい押しボタン式とする。
- ・戸の開閉盤（開閉スイッチ）は、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるよう配慮する。
- ・戸の開閉盤は、戸から70cm以上離して設置し、その設置高さは100cm程度とする。
- ・使用中である旨を表示する装置を設置する。
- ・非常時対応や防犯のために時間制限により自動的に解錠される設定とする場合は、解錠時間を長めに設定することが望ましい。
- ・使用時の安全性を確保するため、JIS A 4722(歩行者用自動ドアセットー安全性)の車椅子使用者用便房用自動ドアセットに準拠したものとする。

参考：JIS A 4722:2022準拠 歩行者用自動ドアセット<バリアフリートイレ>安全ガイドブック

(全国自動ドア協会)

- ・JIS A 4722で求められている自動ドアの安全対策、バリアフリートイレ用自動ドアの安全対策、建築設計者・発注者の安全対策、JIS A 4722で求められている建物管理者の安全対策、車椅子使用者用便房と一般便房の要求事項一覧、全国自動ドア協会からの推奨事項等が示されている。

http://www.jada-info.jp/documents/topics/anzen_guide_book_JISA4722_2022_bf.pdf

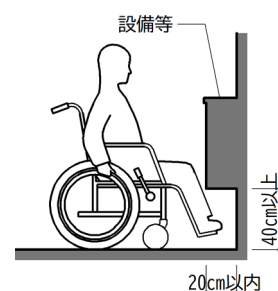
10.2.3.3 空間の確保

- ・車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保し、以下に示すスペースを設ける。
 - イ 各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。
 - ロ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物に設ける1以上の車椅子使用者用便房には、大型ベッドの設置、介助者の同伴、座位変換型の電動車椅子使用者の360°回転ができるよう、原則として直径180cm以上の円が内接できるスペースを設ける。
 - ハ 便器の正面及び側面に、車椅子使用者が車椅子を近づけて、便器に移乗するためのスペースを設ける。
- ・便器、洗面器、ライニング（便器・洗面器の背後・側部にある配管収納等）、大型ベッド、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等は、便房の内法寸法に含めることができるが、車椅子使用者が360°回転するためのスペースや便器に移乗するためのスペースが確保できるよう設置する。
- ・便房の標準内法寸法は200cm以上×200cm以上を基本とするが、便房内の設備等とライニングの形状、配置によって、必要な内法寸法は変わること留意する。
- ・複数の車椅子使用者用便房を設ける場合には、車椅子使用者が便房へのアプローチや移乗方法を選択できるよう、便器を左右対称に設ける。

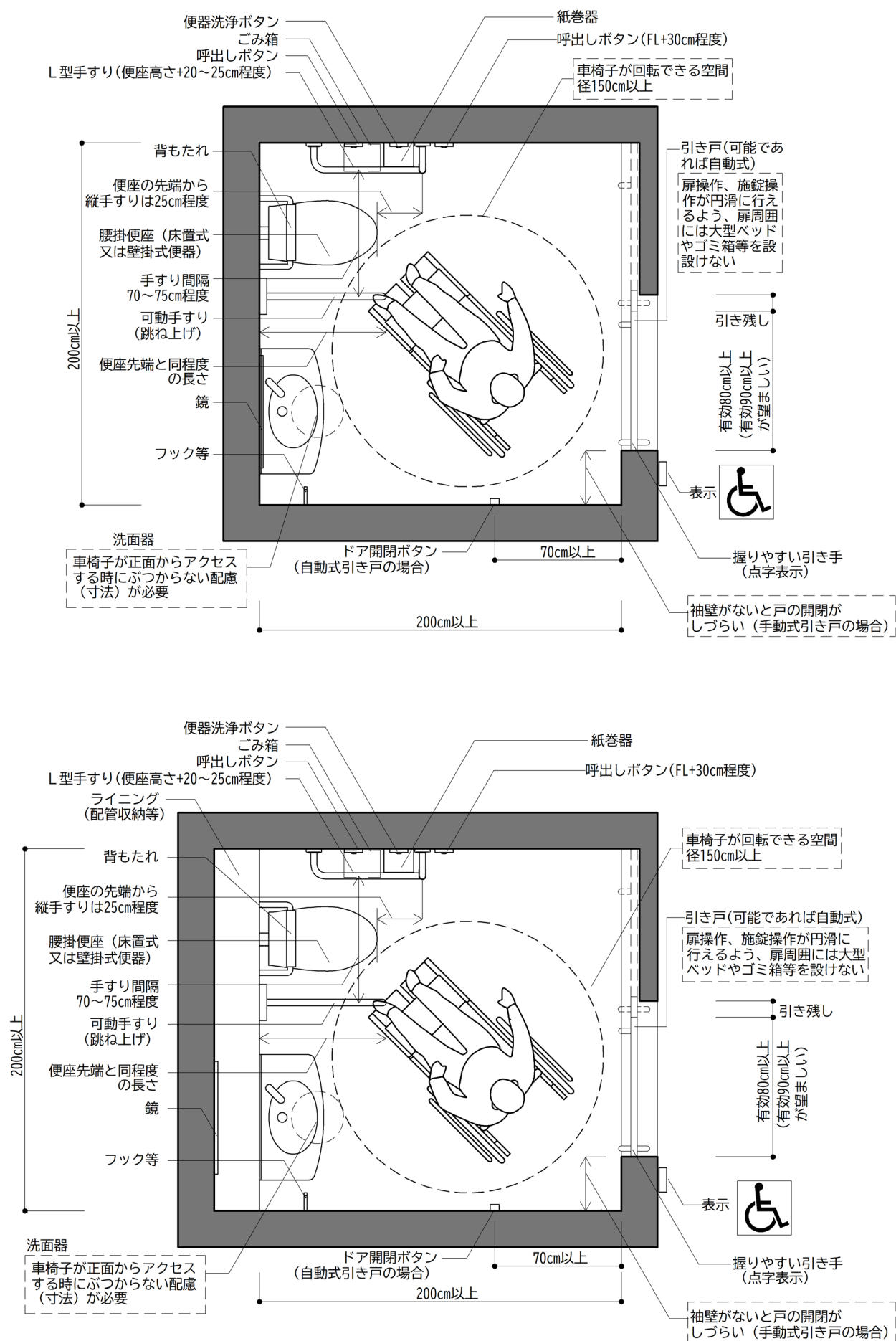
留意点：便房の有効なスペース等の考え方

- ・設備等下部に車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペース（床上高さ40cm以上）が確保されていれば、その部分の奥行き20cmまでは有効なスペースとする。

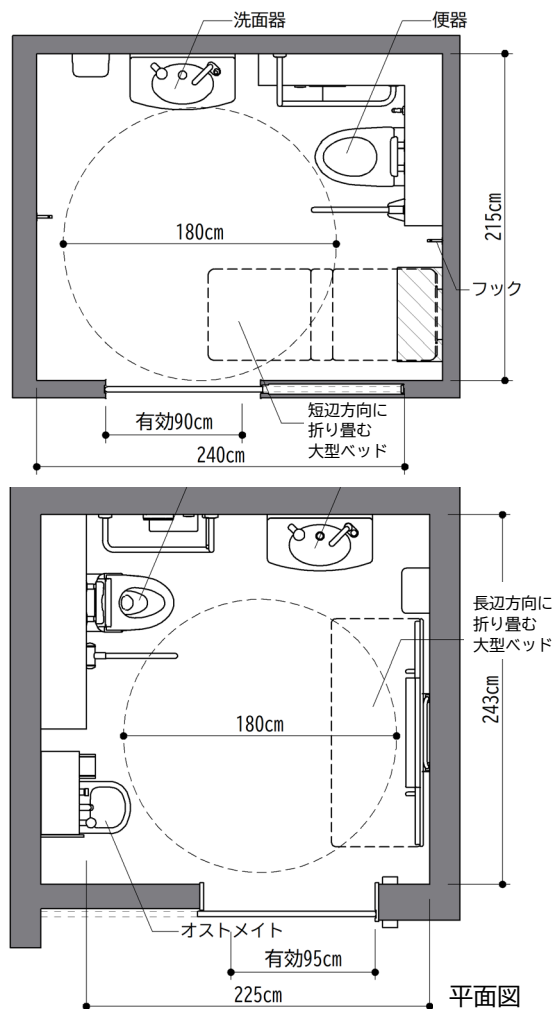
<車椅子のフットサポートに乗せた足が通過できるスペースの例>



<車椅子使用者用便房の例>



<大型ベッド等の設備と出入口の配置例>



・直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する車椅子使用者用便所（短辺方向に折り畳む大型ベッド付き）



・直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する車椅子使用者用便所（長辺方向に折り畳む大型ベッド付き）

10.2.3.4 部品・設備等

10.2.3.4.1 共通事項

- ・部品・設備等の設置にあたっては、車椅子使用者の動作空間に配慮し、ドアの開閉動作等の支障とならないよう、配置に留意する。

10.2.3.4.2 便器

- ・車椅子で接近できるよう、床置き便器の前面は、フットサポートが当たりにくく、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、車椅子から便座に移乗しやすいように配慮し、蓋のない状態で42～45cm程度とする。
- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、背もたれを設ける。

10.2.3.4.3 手すり

- ・腰掛便器からの立ち座りや車椅子から腰掛便器への移乗を容易にするために、腰掛便座の両側に手すりを設ける。
- ・壁側の手すりは水平、垂直に取り付ける。
- ・車椅子使用者の便座への移乗や介助等を考慮し、壁と反対側の手すりは跳ね上げ式とする。

<設計例>



・手すり、背もたれが設けられた腰掛便座

10.2.3.4.4 大型ベッド

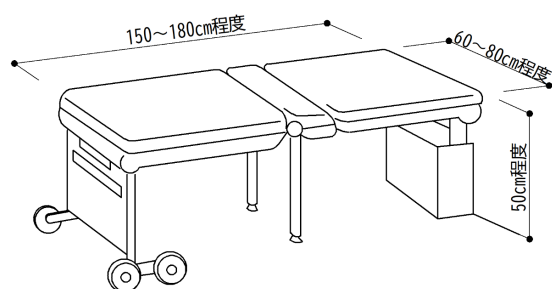
- ・排泄介助が必要な障害者・高齢者の脱衣・おむつ交換等に配慮し、異性による介助ができるよう、男女が共用できる位置に1以上の車椅子使用者用便房（大型ベッド付き）を設ける。
- ・車椅子から大型ベッドへの移乗動作や介助者の動作を考慮し、便房内には十分なスペースを確保する。
- ・設置位置は、利用者の安全性や介助者の動作（大型ベッドからの転落防止等）に十分、配慮したものである。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、また緊急時において折り畳み式大型ベッド等を使用している状態でも人の出入りができるように設置する。
- ・車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とする。

留意点：大型ベッドの寸法

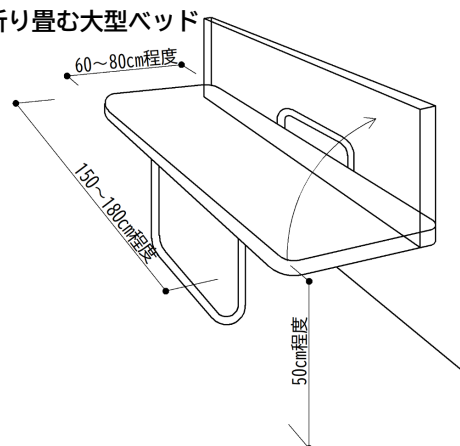
- ・大型ベッドは、介助によって高齢者、障害者（幼児を含む）の着替え、おむつ交換、排泄（自己導尿）等を行う際に使用されるものである。
- ・大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法は、施設用途や利用者のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

<折り畳み式大型ベッド（高齢者、障害者（幼児を含む））の例>

○短辺方向に折り畳む大型ベッド



○長辺方向に折り畳む大型ベッド



<設計例>



・短辺方向に折り畳む大型ベッド（折り畳み時）



・短辺方向に折り畳む大型ベッド（使用時）

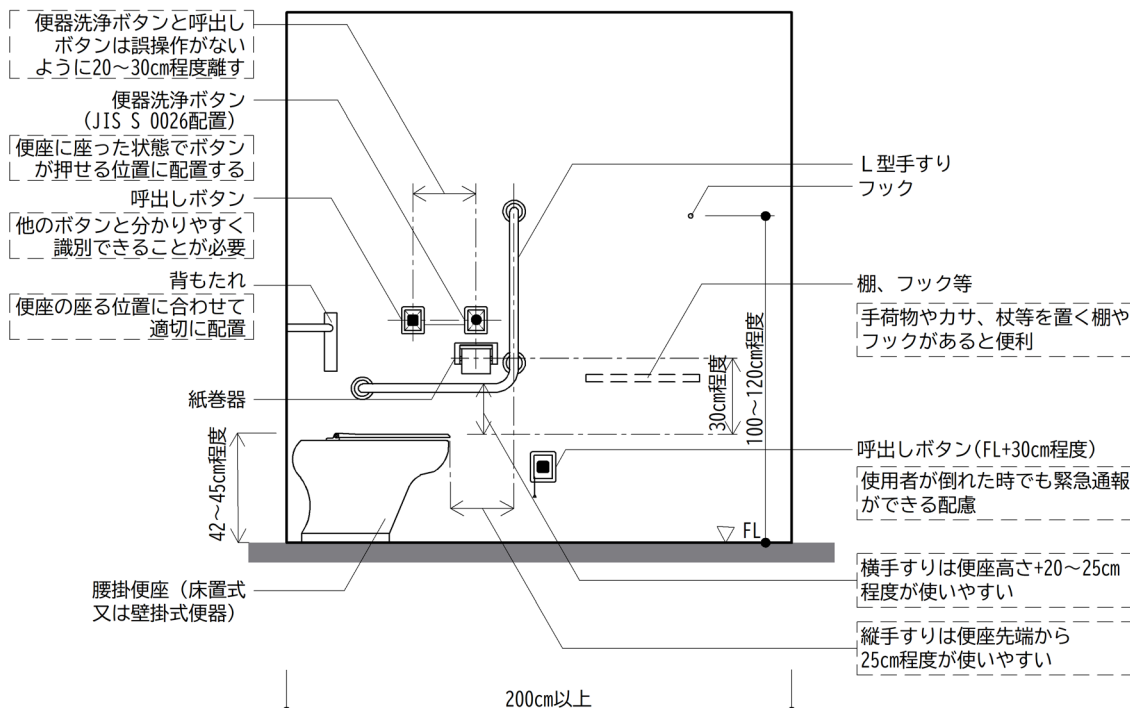


・長辺方向に折り畳む大型ベッド（使用時）

10.2.3.4.5 紙巻器、洗浄ボタン等

- ・紙巻器、洗浄ボタン等は、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲の位置に設ける。
- ・便器洗浄ボタンは、操作しやすい押しボタン式とし、手かざしセンサー式のみとはしない。
- ・呼出しボタンは、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲と、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける。
- ・出入口の廊下等には、非常呼出表示ランプを設け、事務所や防災センター等に警報盤を設ける。
- ・その他、紙巻器、ボタンについては、10.7.1.2 部品・設備等を参照。

<車椅子使用者用便所の例>



10.2.3.4.6 洗面器、鏡

- ・車椅子使用者の膝が入るよう、洗面器下部のスペースは高さ65cm程度とする。
- ・吐水口の位置は、車椅子使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30cm以内）とする。
- ・水栓金具は、レバー式、センサー式等、操作の容易なものとする。
- ・液体石けんを吐出する装置は、上肢に障害のある人でも使いやすいよう、センサー式とすることが望ましい。
- ・洗面器に手すりを設ける場合は、車椅子使用者の利用に配慮した位置に設ける。

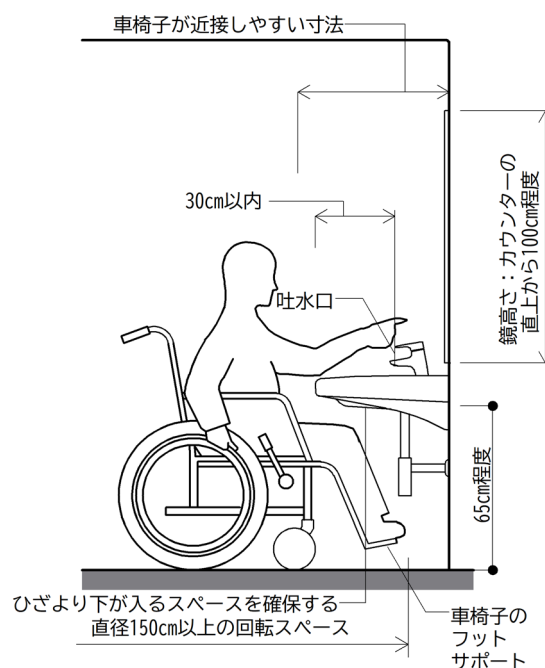
留意点：洗面器

- ・洗面器は、車椅子から便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。

留意点：小型手洗い器の位置

- ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手が届く位置に小型手洗い器を設けることも有効である。

<車椅子使用者が利用しやすい洗面器、鏡の例>



- ・鏡の下端は洗面器にできる限り近い位置とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。

留意点：鏡

- ・傾斜式の鏡は主に車椅子使用者を想定して開発されたものであるが、近年の車椅子使用者の座高が多様化に対応できず、使用しにくいものとなっている。
- ・そのため洗面所の鏡は傾斜式とせず、だれにでも利用できるよう設置高さを下げる。

10.2.3.4.7 手荷物置き台、フック、ごみ箱等

- ・手荷物置き台や小物・衣類をかけるフックを設ける。
- ・フックは、立位者、車椅子使用者の身体に衝突する危険のない位置、衝突しても安全な形状（先端が尖っていない等）とする。
- ・1以上のフックは、車椅子に座った状態で使用できるものとする。
- ・ごみ箱を設ける場合は、腰掛便座又は車椅子に座った状態で手が届く範囲に設ける。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近にはごみ箱等を設けない。
- ・介助・同伴利用に配慮し、便房内にカーテン等を設置することが望ましい。
- ・1以上の車椅子使用者用便房には、汚物流しを設けることが望ましい。

<設計例>

- ・衝突しても安全な形状のフック
（海外の事例）

